

2021年5月12日

留学生受入れ促進プログラム予約制度による予約決定者 殿

独立行政法人日本学生支援機構
留学生事業部 国際奨学課

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、2020年度日本留学試験受験者の
文部科学省外国人留学生学習奨励費給付予約決定通知書の有効期間（入学時期）延長について

新型コロナウイルス感染症による影響で、2020年度第2回日本留学試験を受験し、文部科学省外国人留学生学習奨励費給付予約者に決定した者が、2021年4月に日本の大学等へ入学できなかった場合があることに鑑み、下記のとおり、給付予約決定通知書の有効期間（入学時期）を延長することといたしましたのでお知らせします。

記

2020年度第2回（11月実施）の日本留学試験で学習奨励費給付予約者となった者

	入学時期	給付月額	給付期間
当初の有効期間(入学時期)	2020年11月から 2021年4月まで	2021年度学習奨励費 学部レベルの月額	2021年4月～2022年3月
	2021年5月から 2021年10月まで		2021年10月～2022年3月
延長後の有効期間(入学時期)	2021年11月から 2022年4月まで	2022年度学習奨励費 学部レベルの月額	2022年4月～2023年3月

※給付予約決定通知書については、改めて発行はいたしませんので、上記の期間を有効なものとして取り扱ってください。

※2021年度を1年間休学し、2022年4月から1年生として復学する者も延長の対象としてかまいません。ただし、復学時に2年生になる者は対象外です。

※2022年4月からの受給を希望する場合、2022年1月中旬～3月中旬に予約者は改めて入学先の報告を機構に行い、2022年5月に学校からの推薦が必要です。

※海外受験成績優秀者（給付期間延伸対象）については当初より有効期間（入学期間）は2022年10月までのため、この延長措置の対象外です。

※本件については入学予定の大学等へお問い合わせください。